

令和3年度北九州市子ども食堂開設等支援事業補助金 募集要項 (フードパントリー)

1 補助金の名称

北九州市子ども食堂開設等支援事業補助金

2 事業概要

(1) 事業の目的

経済的な理由等で食糧支援が必要な方に、無料で食品を配付する「フードパントリー」を実施する団体の運営費を支援するもの。

(2) 補助対象となる事業

次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 北九州市内で子ども食堂または子育て支援に関わる事業を行っていること。
- ② 宗教または政治活動、営利を目的としないこと。
- ③ フードバンク事業者や寄付者からの提供などにより食料を確保し、適切に管理すること。
- ④ 支援を希望とする子育て世帯の支援者等へ食料を無料で提供すること。
- ⑤ 食料を提供した子育て世帯の支援者等に対して相談支援を実施し、本人の状況に応じて関係機関に案内すること。
- ⑥ 開催頻度は、年間480時間以上であること。
- ⑦ 開設時間は、子育て世帯の支援者等のニーズに合わせて行うこと。
- ⑧ 子ども食堂ネットワーク北九州の会員もしくは会員申請を行う予定であること。
- ⑨ 開設時においては、常駐できる責任者および担当者を配置すること。

3 補助対象期間

令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日

4 申請に係る資格要件

次の要件をすべて満たしている団体のみ申請を行うことができる。

- ① 定款・会則等の組織および運営に関する事項を定めたものがあること。
- ② 継続的に活動する意思があること。
- ③ 特定の政治的又は宗教活動を行う団体でないこと。
- ④ 活動内容が公序良俗に反しないこと。
- ⑤ 子ども食堂ネットワーク北九州に加入している（する予定である）こと。
※NPO法人・企業等の場合においては、上記に加え、次の⑥から⑨の要件をすべて満たすこと。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- ⑦ 暴力団対策法第32条第1項の各号に該当する者でないこと。
- ⑧ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑨ 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5 留意事項

- (1) 新規開設をする団体が申請をする場合は、保健所と事前協議を行い、食品衛生管理に関する助言を受けておくこと。
- (2) 食事の提供にあたっては、食物アレルギーを持つ利用者に対する配慮を行うこと。
- (3) 事業の実施にあたっては、利用者の安全確保を図ること。
- (4) 事業の実施にあたっては、近隣への配慮に努めること。
- (5) 個人のプライバシー保護に十分配慮するとともに、個人情報の取り扱いに十分気を付けること。

6 スケジュール

- (1) 公募開始日 令和3年7月20日(火)
- (2) 申請書類提出締切日 令和3年8月20日(金) 17時まで
※締切後に新規開設された子ども食堂については、別途指定する日時まで
- (3) 交付決定日 令和3年9月下旬から随時
- (4) 報告書提出締切日 令和4年4月13日(水)まで

7 申請書類について

次の(1)、(2)のいずれかの方法による。

- (1) 北九州市ホームページからのダウンロード
※URL：<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko-katei/11700158.html>
※「北九州市子ども食堂開設支援事業」で検索
- (2) 事務担当課(子ども家庭局子育て支援課)での配付

8 補助対象について

- (1) 補助対象経費
事業に必要な経費のうち、別表3に定めるものを補助対象経費とする。
- (2) 上限額
フードパントリーの補助金の額は補助対象経費の10割とし、「事業に要する経費」については30万円までとする。
経費の交付は、1箇所当たり3年を限度とする。
※なお、補助金については審査を経て予算の範囲内で助成を受けることができる。

9 提出書類

補助金の交付を希望する団体は、公募期間の間に、「北九州市子ども食堂開設等支援事業補助金交付申請書」(様式第1号)に次の書類を添えて提出すること。

(1) 任意団体(ボランティア団体等)の場合

- ①事業計画書(様式第1号-3)
- ②事業収支計画書(様式第1号-3)
- ③実施団体の定款又は規約及び役員名簿(様式第1号-5)
※別添「グループ会則(例)」を参照のうえ作成すること。
※北九州市暴力団排除条例に基づき、補助金を交付しない等の排除措置を講じるため、警察への照会確認を行う。別添の「役員名簿」に氏名(フリガナを付したものの)、生年月日、性別を記載し、関係書類と併せて提出すること。
※役員名簿に記載された個人情報については、警察への照会のみで使用し、その他の目的には使用しない。
- ④団体の収支決算書類、団体の活動内容を記載したパンフレット等
※既に活動している団体のみ提出すること。

(2) NPO法人・企業等の場合

前記9(1)①から④の書類に加え、次の書類を添えること。

ただし、北九州市の競争入札参加資格登録業者名簿に登録されている事業者は提出不要。

⑤登記事項証明書

※法務局発行の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書を提出すること。

⑥市税に係る徴収金に滞納がないことの証明

※北九州市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

⑦消費税及び地方消費税納税証明書

※本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

10 申込期限

(1) 申込期限

申請開始日から令和3年8月20日（金）17時まで

※締切後に新規開設された子ども食堂等については、別途指定する日時まで

(2) 提出方法

事務担当課宛まで、郵送または持参すること。

〔持参の場合〕上記提出期限までの9時～17時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）に持参すること。

〔郵送の場合〕上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を事務担当課まで電話連絡し、到達確認を行うこと。

11 事務担当課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市役所11階

北九州市子ども家庭局子育て支援部子育て支援課（子ども食堂担当）

電話 093-582-2473 FAX 093-582-5145

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合は補助金の申請を無効とする。

- (1) 申請者が前記4に定める申請に係る資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合（軽微なものを除く）
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 事業計画の記載内容が法令違反など著しく不当な場合
- (7) 本件に関して2件以上の申請を行った場合

13 事業計画等の審査

補助金の申請書類を審査し、補助対象団体を選定する。

14 その他

- (1) 提出書類は選定結果に関わらず返却しない。ただし、不採択となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責任において処分するものとし、本件における審査以外の目的では使用しない。なお、提出書類や選定結果（不採択となった団体の名称、審査結果を含む）は北九州市情報公開条例により情報公開の対象となる場合がある。
- (2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製する場合がある。
- (3) 事業企画書に表明された内容に基づき審査を行うので、実現性が低いにもかかわらず提案することがないようにすること。補助金の交付が決定した後においても、提案内容が達成できないことが認められた場合には、交付決定を取り消す場合がある。それに伴う申請者が被る損害について、本市は一切賠償しない。
- (4) 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とする。